

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、その翌日
が休業日)

目次

◇規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(職員課)
最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(シ)

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(シ)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(シ)

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

住居手当に関する規則の一部を改正する規則(シ)

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(シ)

る規則(シ)

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(シ)

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則(シ)

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則(シ)

る規則(シ)

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、

休暇等に関する規則の一部を改正する規則(シ)

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一 給料表の改定

給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一関係)

二 給料の調整額の改正

給料の調整額の支給額を、当該職員に適用される職務の級に応じて定める調整基本額(現行 給料月額に百分の三を乗じて得た額と定額との合計額)に調整数を乗じて得た額とすることとした。(第二条の二、別表第一の三関係)

三 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二は、平成八年一月一日から施行することとした。

2 一による改正後の現業職員の給与に関する規則の規定は、平成七年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第百五号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「給料月額に百分の三を乗じて得た額と」を削り、「額との合計額に」を「調整基本額に」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級 号	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	119,700	215,200	258,900	309,800
2	123,400	223,300	267,300	319,600
3	127,000	231,600	275,800	329,500
4	130,500	240,300	284,300	339,400
5	133,600	249,100	292,700	349,200
6	137,900	257,600	301,100	358,900
7	142,400	275,800	307,000	368,500
8	147,400	284,300	316,400	377,800
9	153,100	292,700	325,800	386,800
10	159,000	301,100	335,400	394,000
11	165,000	307,000	345,200	403,900
12	175,600	316,400	354,900	413,800
13	182,500	325,800	364,500	423,300
14	188,200	335,400	373,800	430,700
15	193,200	345,200	382,100	437,700
16	202,900	354,900	388,800	442,300
17	210,200	364,500	395,200	446,800
18	218,000	373,800	401,600	451,100
19	225,700	382,100	407,800	455,000

20	232,900	388,800	413,200	458,800
21	249,100	395,200	417,800	
22	257,600	399,600	422,300	
23	265,900	403,900	426,400	
24	274,200	408,100	430,300	
25	282,300	412,300	434,000	
26	292,700	416,200		
27	301,100	419,900		
28	309,400	423,500		
29	317,600			
30	325,500			
31	333,400			
32	341,000			
33	347,200			
34	353,000			
35	358,100			
36	362,300			
37	366,200			
38	369,800			
39	372,900			
40	376,000			
41	379,200			
42	382,300			
43	385,100			
44	387,900			

別表第一の三を次のよびに改める。

別表第一の三(第二条の二関係)

調 整 基 本 額 表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,200円。ただし、1号給から11号給まで 5,100円 12号給から15号給まで 6,500円

	16号給から20号給まで 21号給から25号給まで	8,500円 9,800円
2 級	1号給 2号給から6号給まで 7号給から10号給まで	9,684円 9,800円 10,200円
3 級	1号給から6号給まで 7号給から17号給まで	10,200円 10,800円
4 級	1号給から9号給まで	11,200円

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二第二項及び別表第一の三の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、平成八年一月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の内払等)
- 3 平成七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の、改正後の規則

の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(経過措置)

- 5 現に受ける職務の級及び号給の給料月額（以下「現に受ける給料月額」という。）（現に受ける給料月額が現に受ける職務の級及び号給の平成八年一月一日において適用される給料月額（以下「基準日の対応給料月額」という。）を超えている場合は、現に受ける給料月額と基準日の対応給料月額との差額の二分の一を現に受ける給料月額から減じた額）及び改正後の規則第二条の二第二項の規定により算出した額の合計額（以下「改正後の仮定給料の月額」という。）が、基準日の対応給料月額及び基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二条の二第二項を適用したときに得られる額の合計額（以下「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第二条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額を加えた額とする。
- 6 現に受ける給料月額が職務の級の最高の号給を超える職員の給料の調整額に関する経過措置は、知事が定める。
(給与の内払)
- 7 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(その他)
- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級	2 級	3 級		4 級	
		旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
旧給料月額 円 388,900	新給料月額 円 390,700	旧給料月額 円 425,200	新給料月額 円 427,100	旧給料月額 円 435,700	新給料月額 円 437,700
391,700	393,500	428,800	430,700	439,400	441,400
394,500	396,300	432,400	434,300	443,100	445,100
397,300	399,100	436,000	437,900	446,800	448,800
400,100	401,900	439,600	441,500	450,500	452,500
				475,600	477,800

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十八号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成七年十二

月鳥取県条例第三十八号) 附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、平成七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日における号給又は同日における給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十九号) 附則第十一項の規定による改正前の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号) 第五条第一項の規定の適用を受けていた職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の同日における給料月額。以下同じ。)が別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は切替日における給料月額(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。) 別表第三イの備考□又は口の備考□の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の切替日における給料月額。以下同じ。)は、その者の切替日の前日における号給又は同日における給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は切替日における給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の昇給規定(給与条例第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号) 附則第十四項の規定をいう。以下同じ。)の適用については、その者の切替日の前日における号給又は同日における給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)をその者の切替日における号給又は切替日における給料月額を受ける期間に通算する。ただし、経過期間が切替日における号給又は切替日における給料月額からの昇給に係る昇給期間(職員の昇給に必要とされる昇給規定に規定する期間のそれ

ぞれの最短の期間をいう。)に相当する期間を超える場合にあっては、その超える期間は、この限りでない。

(特定の最高号給等職員の切替え等)

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日における給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、人事委員会の定めるところによる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表(第二条関係)

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
16号給 円 186,700	16号給 円 188,700	19号給 円 242,200	19号給 円 244,900	32号給 円 322,300	32号給 円 323,900	28号給 円 371,000	28号給 円 372,700	26号給 円 388,900	26号給 円 390,700	24号給 円 425,200	24号給 円 427,100	22号給 円 435,700	22号給 円 437,700
188,300	190,300	244,200	246,900	324,500	326,100	373,400	375,100	391,700	393,500	428,800	430,700	439,400	441,400
189,900	191,900	246,200	248,900	326,700	328,300	375,800	377,500	394,500	396,300	432,400	434,300	443,100	445,100
191,500	193,500	248,200	250,900	328,900	330,500	378,200	379,900	397,300	399,100	436,000	437,900	446,800	448,800
193,100	195,100	250,200	252,900	331,100	332,700	380,600	382,300	400,100	401,900	439,600	441,500	450,500	452,500
8 級		9 級		10 級		11 級							
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等						
21号給 円 460,400	21号給 円 462,600	18号給 円 498,400	18号給 円 500,700	15号給 円 523,300	15号給 円 525,700	15号給 円 593,400	15号給 円 595,900						
464,200	466,400	502,700	505,000	527,900	530,300	598,200	600,700						
468,000	470,200	507,000	509,300	532,500	534,900	603,000	605,500						
471,800	474,000	511,300	513,600	537,100	539,500	607,800	610,300						
475,600	477,800	515,600	517,900	541,700	544,100	612,600	615,100						

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 353,000	33号給 円 355,700	36号給 円 388,400	36号給 円 390,500	35号給 円 420,700	35号給 円 423,600	30号給 円 432,100	30号給 円 435,200	26号給 円 440,600	26号給 円 442,700	24号給 円 464,400	24号給 円 466,500	22号給 円 473,000	22号給 円 475,200
355,600	358,300	391,100	393,200	423,600	426,500	435,100	438,200	443,800	445,900	468,000	470,100	476,700	478,900
358,200	360,900	393,800	395,900	426,500	429,400	438,100	441,200	447,000	449,100	471,600	473,700	480,400	482,600
360,800	363,500	396,500	398,600	429,400	432,300	441,100	444,200	450,200	452,300	475,200	477,300	484,100	486,300
363,400	366,100	399,200	401,300	432,300	435,200	444,100	447,200	453,400	455,500	478,800	480,900	487,800	490,000

8 級		9 級		10 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 494,800	21号給 円 497,200	18号給 円 510,100	18号給 円 512,500	15号給 円 532,600	15号給 円 535,000
498,600	501,000	514,200	516,600	537,000	539,400
502,400	504,800	518,300	520,700	541,400	543,800
506,200	508,600	522,400	524,800	545,800	548,200
510,000	512,400	526,500	528,900	550,200	552,600

ハ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
40号給 円	40号給 円	36号給 円	36号給 円	24号給 円	24号給 円	15号給 円	15号給 円
365,500	367,900	462,300	465,400	514,400	517,300	537,200	540,500
367,700	370,100	465,300	468,400	518,600	521,500	541,800	545,100
369,900	372,300	468,300	471,400	522,800	525,700	546,400	549,700
372,100	374,500	471,300	474,400	527,000	529,900	551,000	554,300
374,300	376,700	474,300	477,400	531,200	534,100	555,600	558,900

ニ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円	33号給 円	39号給 円	39号給 円	28号給 円	28号給 円	15号給 円	15号給 円
316,900	319,200	448,100	451,000	480,200	483,000	509,200	512,100
319,000	321,300	450,700	453,600	483,200	486,000	513,300	516,200
321,100	323,400	453,300	456,200	486,200	489,000	517,400	520,300
323,200	325,500	455,900	458,800	489,200	492,000	521,500	524,400
325,300	327,600	458,500	461,400	492,200	495,000	525,600	528,500

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 307,400	32号給 円 309,900	31号給 円 375,500	31号給 円 377,800	27号給 円 446,900	27号給 円 448,900	24号給 円 498,100	24号給 円 500,400	23号給 円 592,800	23号給 円 595,300
309,900	312,400	378,700	381,000	450,400	452,400	502,100	504,400	597,000	599,500
312,400	314,900	381,900	384,200	453,900	455,900	506,100	508,400	601,200	603,700
314,900	317,400	385,100	387,400	457,400	459,400	510,100	512,400	605,400	607,900
317,400	319,900	388,300	390,600	460,900	462,900	514,100	516,400	609,600	612,100

ハ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 409,500	21号給 円 413,800	26号給 円 524,200	26号給 円 526,700	26号給 円 583,200	26号給 円 585,700	20号給 円 618,200	20号給 円 620,800
412,600	416,900	527,900	530,400	587,500	590,000	623,000	625,600
415,700	420,000	531,600	534,100	591,800	594,300	627,800	630,400
418,800	423,100	535,300	537,800	596,100	598,600	632,600	635,200
421,900	426,200	539,000	541,500	600,400	602,900	637,400	640,000

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級							
旧号給等 23号給 円 238,900	新号給等 23号給 円 241,600	旧号給等 28号給 円 304,300	新号給等 28号給 円 306,500	旧号給等 30号給 円 372,600	新号給等 30号給 円 374,400	旧号給等 27号給 円 391,400	新号給等 27号給 円 393,300	旧号給等 23号給 円 430,100	新号給等 23号給 円 432,100	旧号給等 20号給 円 460,400	新号給等 20号給 円 462,600	旧号給等 17号給 円 500,500	新号給等 17号給 円 502,800
240,900	243,600	306,500	308,700	375,000	376,800	394,200	396,100	433,700	435,700	464,200	466,400	504,800	507,100
242,900	245,600	308,700	310,900	377,400	379,200	397,000	398,900	437,300	439,300	468,000	470,200	509,100	511,400
244,900	247,600	310,900	313,100	379,800	381,600	399,800	401,700	440,900	442,900	471,800	474,000	513,400	515,700
246,900	249,600	313,100	315,300	382,200	384,000	402,600	404,500	444,500	446,500	475,600	477,800	517,700	520,000

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級							
旧号給等 40号給 円 321,100	新号給等 40号給 円 325,300	旧号給等 38号給 円 373,400	新号給等 38号給 円 375,300	旧号給等 31号給 円 401,400	新号給等 31号給 円 403,200	旧号給等 28号給 円 412,700	新号給等 28号給 円 415,400	旧号給等 24号給 円 434,200	新号給等 24号給 円 436,200	旧号給等 22号給 円 495,200	新号給等 22号給 円 497,500	旧号給等 19号給 円 520,500	新号給等 19号給 円 522,900
323,300	325,300	375,800	377,700	403,900	405,700	415,300	418,000	436,900	438,900	498,900	501,200	524,500	526,900
325,500	327,500	378,200	380,100	406,400	408,200	417,900	420,600	439,600	441,600	502,600	504,900	528,500	530,900
327,700	329,700	380,600	382,500	408,900	410,700	420,500	423,200	442,300	444,300	506,300	508,600	532,500	534,900
329,900	331,900	383,000	384,900	411,400	413,200	423,100	425,800	445,000	447,000	510,000	512,300	536,500	538,900

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第十四行政職給料表の項九級の欄中「一四号給」を「二三号給」に改め、同表公安職給料表の項一級の欄中「二四号給」を「三三号給」に改め、同項中

「一八号給」を「一六号給」「一七号給」に改め、同表教育職給料表(一)の項一級の欄

中「一七号給」を「一五号給」に改め、同表教育職給料表(二)の項二級の欄中「二七号給」

を「二八号給」に改め、同表医療職給料表(二)の項四級の欄中「二三号給」を「二二号給」

に改め、同表医療職給料表(三)の項中

「二五号給」「二三号給」を「二六号給」「二二

号給」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(災害派遣手当の支給)

第十四条の二 災害派遣手当は、給与条例第十一条の十第一項に規定する職員（以下「災害派遣職員」という。）が鳥取県の最初の滞在地に到着した日から最後の滞在地を出発する日の前日までの期間（以下「滞在期間」という。）について支給する。

2 災害派遣手当は、月の一日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日までに支給する。ただし、職員が、災害派遣職員としての滞在期間を終了し、又は職員としての身分を失った場合は、その終了し、又は失つた日までの分をその際支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「給料月額に百分の三を乗じて得た額と」を削り、「額との合計額に」を「調整基本額に」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,212円
4 級	9,800円。ただし、1号給9,684円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,200円
8 級	11,900円

9 級	12,900円
10 級	13,700円
11 級	15,700円

ロ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給7,006円、3号給7,303円、4号給7,614円、5号給7,920円
2 級	8,900円。ただし、2号給7,690円、3号給8,005円、4号給8,415円、5号給8,838円
3 級	9,800円。ただし、2号給8,847円、3号給9,202円、4号給9,558円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,273円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,200円
8 級	12,800円
9 級	13,300円
10 級	14,100円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,583円、3号給6,871円、4号給7,186円、5号給7,537円、6号給7,938円、7号給8,365円、8号給8,658円、9号給8,950円、10号給9,243円
	11,600円。ただし、2号給8,518円、3号給8,820円、4号給9,126円

2 級	円、5号給9,454円、6号給9,792円、7号給10,152円、8号給10,521円、9号給10,899円、10号給11,281円
3 級	12,600円(給与条列別表第三イの備考(二)に定める職員にあつては、12,800円)
4 級	14,300円

ニ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,583円、3号給6,871円、4号給7,186円、5号給7,537円、6号給7,938円、7号給8,365円
2 級	11,500円。ただし、2号給7,281円、3号給7,650円、4号給8,050円、5号給8,518円、6号給8,820円、7号給9,126円、8号給9,454円、9号給9,792円、10号給10,152円、11号給10,521円、12号給10,899円、13号給11,281円
3 級	12,300円(給与条列別表第三ロの備考(二)に定める職員にあつては、12,500円)
4 級	13,900円

ホ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,016円、3号給6,210円、4号給6,439円、5号給6,714円、6号給7,056円、7号給7,425円、8号給7,812円

2 級	9,600円。ただし、2号給8,176円、3号給8,622円、4号給9,000円、5号給9,391円
3 級	11,300円
4 級	12,300円
5 級	15,900円。ただし、1号給15,183円、2号給15,736円

ハ 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,900円。ただし、2号給10,494円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,131円、2号給13,671円
3 級	15,500円。ただし、1号給14,854円、2号給15,408円
4 級	16,900円

ト 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,852円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,130円、2号給9,432円
4 級	10,200円。ただし、1号給10,152円
5 級	11,200円
6 級	12,000円
7 級	13,100円

チ 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,799円、3号給7,047円、4号給7,312円

	円、5号給7,582円、6号給7,942円
2 級	9,900円。ただし、2号給7,992円、3号給8,365円、4号給8,761円、5号給9,013円、6号給9,265円、7号給9,526円、8号給9,805円
3 級	10,300円。ただし、1号給9,819円、2号給10,111円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,500円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 現に受ける職務の級及び号給の給料月額(以下「現に受ける給料月額」という。)

(現に受ける給料月額が現に受ける職務の級及び号給の平成八年一月一日において適用される給料月額(以下「基準日の対応給料月額」という。)を超えている場合は、

現に受ける給料月額と基準日の対応給料月額との差額の二分の一を現に受ける給料月額から減じた額)及びこの規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則(以下「改正後の規則」という。)

第二条第二項の規定により算出した額の合計額(以下「改正後の仮定給料の月額」という。)

が、基準日の対応給料月額及び基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則第二条第二項を適用したときに得られる額の合計額(以下「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額を加えた額とする。

3 現に受ける給料月額が職務の級の最高の号給を超える職員の給料の調整額に関する

経過措置は、人事委員会が定める。

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十二号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	302,900 ^円	265,700 ^円	215,700 ^円	160,800 ^円	101,600 ^円	50,800 ^円
1年以上2年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	50,800
2年以上3年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	50,800
3年以上4年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	50,800
4年以上5年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	50,800
5年以上6年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	50,800
6年以上7年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	49,000
7年以上8年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	47,200
8年以上9年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	45,400
9年以上10年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	43,600
10年以上11年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	41,800
11年以上12年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	40,000
12年以上13年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	38,200
13年以上14年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	36,400
14年以上15年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	35,000
15年以上16年未満	302,900	265,700	215,700	160,800	101,600	33,600
16年以上17年未満	298,500	261,700	212,400	158,200	100,000	32,200
17年以上18年未満	294,100	257,700	209,100	155,600	98,400	30,800
18年以上19年未満	289,700	253,700	205,800	153,000	96,800	29,400
19年以上20年未満	285,300	249,700	202,500	150,400	95,200	28,000
20年以上21年未満	280,900	245,700	199,200	147,800	93,600	26,600
21年以上22年未満	269,200	236,000	192,000	142,200	90,100	25,900
22年以上23年未満	257,500	226,200	184,700	136,600	86,500	25,200
23年以上24年未満	245,900	216,500	177,500	131,000	83,000	24,400
24年以上25年未満	234,200	206,800	170,200	125,500	79,400	23,700
25年以上26年未満	222,500	197,100	163,000	119,900	75,900	23,000
26年以上27年未満	207,800	183,700	152,100	112,000	71,100	22,300
27年以上28年未満	193,200	170,400	141,300	104,100	66,400	21,600
28年以上29年未満	178,500	157,100	130,400	96,200	61,700	21,000
29年以上30年未満	163,800	143,700	119,600	88,300	56,900	20,600
30年以上31年未満	146,700	129,000	107,900	79,600	52,000	20,100
31年以上32年未満	129,600	114,300	96,300	71,000	47,000	19,400
32年以上33年未満	112,600	99,600	84,600	62,300	42,100	18,700
33年以上34年未満	82,700	75,100	65,400	49,400	34,000	17,800
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十三号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 住居手当に関する規則(昭和四十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第四条の二 条例第九条の四第一項第三号の人事委員会規則で定める住宅は、第二号第一号及び第三号に規定する住宅並びに同条第二号に規定する職員宿舍とする。

(権衡職員の範囲)

第四条の三 条例第九条の四第一項第三号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年三月鳥取県人事委員会規則第一号)第五条第二項に該当する職員で、同項第二号に規定する満十八歳に達する日以後最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律第一条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令第九条の二各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)第九条第四項に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であ

ると認めるもの)に使用される者であつた者から引き続き条例の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用)の直前の住居であつた住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舍を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

第二条 住居手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条の四」を「第九条の五」に改める。

第二条中「第九条の四第一項第一号」を「第九条の五第一項第一号」に改める。

第三条中「第九条の四第一項第二号」を「条例第九条の五第一項第二号」に改める。

第四条中「第九条の四第一項第二号」を「第九条の五第一項第二号」に改める。

第四条の二及び第四条の三中「第九条の四第一項第三号」を「第九条の五第一項第三号」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一項及び第七条第一項中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改める。

第九条第一項中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改め、同条第二項中「又は職員が条例第九条の四第二項第二号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過したときは、それぞれ」を「は、」に改め、「又は五年を経過した日」を削り、「それらの」を「その」に改める。

第十条中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は平成八年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行の日から十五日を経過するまでの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成七年十二月鳥取県条例第三十八号)第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第九条の四第一項第三号の職員たる要件を具備する職員に対する第九条の規定の適用については、同条第一項中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは「住居手当に関する規則の一部を改正する規則(平成七年十二月鳥取県人事委員会規則第二十三号)第一条の規定の施行の日から三十日」とする。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十四号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の七条を加える。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第九条の二 給与条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。
(異動等の直前の住居に相当する住居)

第九条の三 給与条例第十条第三項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(特別急行列車等の利用の基準)

第九条の四 給与条例第十条第三項及び第四項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特別急行列車等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合には、その利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであること。

二 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当するものと人事委員会が認めるものであること。

(特別料金等の二分の一相当額の算出の基準)

第九条の五 給与条例第十条第三項に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額(以下「特別料金等の二分の一相当額」という。)の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、特別料金等の二分の一相当額の算出について準用する。

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

第九条の六 給与条例第十条第四項の人事委員会規則で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(権衡職員等の範囲)

第九条の七 給与条例第十条第四項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用

の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

第九条の八 給与条例第十条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、特別急行列車等での利用が第九条の四に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- 二 その他給与条例第十条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から十五日を経過するまでの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成七年十二月鳥取県条例第三十八号）第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第十条第三項の職員たる要件を具備する職員に対する第十条の規定の適用については、同条第一項中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは「通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成七年十二月鳥取県人事委員会規則第二十四号）の施行の日から三十日」とする。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十五号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年三月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「又は職員以外の地方公務員」を「職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）第九条の二各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号）第九条第四項に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものを使用される者」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十六号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年十二月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項第六号中「当該職員の下に「職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成七年十二月鳥取県人事委員会規則第二十一号)による改正前の職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)次号において「改正前の調整額規則」という。」第二条第二項の規定により算出した」を加え、同項第七号イ中「における当該職員の下に「改正前の調整額規則第二条第二項の規定により算出した」を加える。

附 則

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十七号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

東伯郡三朝町大字中津六四一番地	東小学校中津分校	三級
東伯郡三朝町大字福山二七九番地二	南小学校福山分校	三級
東伯郡三朝町大字大谷一〇四八番地	南小学校大谷分校	三級

を「

東伯郡三朝町大字中津六四一番地

東小学校中津分校

三級

倉

吉市河来見二六三番地

高城小学校河来見二
子季節間分校

二級

を

倉吉市河来

東伯郡三朝

見二六三番地

高城小学校河来見二
子季節間分校

二級

町大字大谷一〇四八番地

南小学校大谷分校

二級

町大字福山二七九番地二

南小学校福山分校

二級

八一番地

日光小学校添谷分校

二級

を

日野郡溝口町添谷三八一番地

倉吉市広瀬五六七番地二

日光小学校添谷分校	二級
上小鴨小学校広瀬分 校	一級

に、

日野郡江府町大字大河原五一〇番地
日野郡江府町大字柿原八一四番地

江尾小学校米原分校	一級
江尾小学校柿原季節 間分校	一級

を

日野郡江府町大字大河原五一〇番地

江尾小学校

米原分校

一級

に改める。

別表第二中

倉吉市広瀬五六七番地二	上小鴨小学校広瀬分校
東伯郡三朝町大字穴鴨一六六番地二	南小学校
東伯郡東伯町大字古長二二七番地	古布庄小学校
西伯郡会見町池野四五一番地一	会見第二小学校

を

岩美郡国府町大字枡本四六三番地四	大茅小学校
八頭郡若桜町大字中原三二六番地	池田小学校
八頭郡智頭町大字福原一九番地	山郷小学校
東伯郡三朝町大字穴鴨一六六番地二	南小学校

に改める。

別表第三の表を次のように改める。

所 在 地	学 校 名
東伯郡東伯町大字古長二二七番地	古布庄小学校

附 則

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十八号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を

次のように改正する。

第三条第一項第一号中「一万五千元」を「一万六千元」に、「九千元」を「九千六百元」に改め、同項第二号中「六千元」を「六千四百円」に改め、同項第三号中「三千三百円」を「三千四百円」に改める。

附 則

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十九号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別 表 中

4 3. 9
3 3. 9
2 2. 3
1 6. 3
1 3. 4
1 0. 2
9. 8

を

4 4. 3
3 4. 2
2 2. 5
1 6. 4
1 3. 5
1 0. 3
9. 9

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第三十号

職員(男子職員)にあつては、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第十六条第一項第二号において同じ。)が人事委員会が別に定める場合に該当する者を除く。が生後満一年に達しない生児を育てる場合

(職員)の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

第一条 職員(男子職員)にあつては、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第十七条第一項第二号において同じ。)が人事委員会が別に定める場合に該当する者を除く。が生後満一年に達しない生児を育てる場合

第十六条の表第十号を次のように改める。

十 職員(男子職員)にあつては、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第十七条第一項第二号において同じ。)が人事委員会が別に定める場合に該当する者を除く。が生後満一年に達しない生児を育てる場合

一日二回各四十五分以内の期間(男子職員にあつては、配偶者がこの号の規定による特別休暇、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの(以下「育児時間」という。)を利用するときは、九十分から当該配偶者が利用する育児時間を減じた期間を一日二回合計の限度とする。)

第十六条の表第十五号中「三日間」を「三日」に改める。

第十七条第一項第二号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削る。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の表第十号を次のように改める。

十 職員(男子職員)にあつては、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第十六条第一項第二号において同じ。)が人事委員会が別に定める場合に該当する者を除く。が生後満一年に達しない生児を育てる場合

一日二回各四十五分以内の期間(男子職員にあつては、配偶者がこの号の規定による特別休暇、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの(以下「育児時間」という。)を利用するときは、九十分から当該配偶者が利用する育児時間を減じた期間を一日二回合計の限度とする。)

第十五条の表第十五号中「三日間」を「三日」に改める。

第十六条第一項第二号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削る。

附 則

この規則は、平成八年一月一日から施行する。